

令和6年度

第4弾 わくわく体験！飛騨高山

実施要領

(高山市体験プログラム利用促進事業)

わくわく体験飛騨高山 事務局

1 事業概要

目的

昨今の旅行ニーズ(トキ消費・コト消費)や滞在時間延長のための新たな観光コンテンツとして、体験プログラムの造成・事業者の支援による醸成を図り、魅力的な地域づくりを進めるため、令和5年度に引続き地域資源を活かした以下体験プログラムに係る支援を図る。

- ・ OTA を活用した体験プログラム販売促進支援
- ・ 市内事業者の育成を目的とした専門家による伴走支援や体験プログラムの造成・販売を支援するセミナーの開催
- ・ 魅力的な体験プログラムの造成による市内消費喚起や市内外へのプロモーション

事業名称

第4弾 わくわく体験！飛騨高山

事業内容

(概要)

市内の参加登録した体験事業者(以下「登録体験事業者」という。)が企画する体験プログラムの参加費用に充てられるオンラインクーポン(以下「クーポン」という。)を発行します。

(発行先)

体験予約サイト「じゃらん 遊び・体験」(運営会社は株式会社リクルート)

(クーポン種別)

1 予約毎に利用可能な以下 10 種類のクーポンを発行します。

利用条件		クーポン金種
1 予約あたり 1 人以上の予約に使用できるクーポン	予約合計 1,000 円以上の体験	500 円
	予約合計 2,000 円以上の体験	1,000 円
	予約合計 3,000 円以上の体験	1,500 円
	予約合計 4,000 円以上の体験	2,000 円
	予約合計 5,000 円以上の体験	2,500 円
1 予約あたり 2 人以上の予約に使用できるクーポン	予約合計 2,000 円以上の体験	1,000 円
	予約合計 4,000 円以上の体験	2,000 円
	予約合計 6,000 円以上の体験	3,000 円
	予約合計 8,000 円以上の体験	4,000 円
	予約合計 10,000 円以上の体験	5,000 円

(クーポン発行期間、利用期間)

令和6年6月17日(月)～令和7年2月25日(火)において、三期に分けてクーポンを発行します。また、各期において発行したクーポンの利用期間は以下のとおりです。

- ① 第一期 発行：令和6年 6月17日(月)～ 8月31日(土)
利用期間：令和6年 6月17日(月)～ 8月31日(土)
- ② 第二期 発行：令和6年 8月19日(月)～ 11月30日(土)
利用期間：令和6年 9月 1日(日)～ 11月30日(土)
- ③ 第三期 発行：令和6年11月15日(金)～ 令和7年2月25日(火)
利用期間：令和6年12月 1日(日)～ 令和7年2月25日(火)

(クーポン対象となる体験プログラム)

各期クーポン発行期間において登録体験事業者が「じゃらん 遊び・体験」上で販売する体験プログラムがクーポン対象となります。

※「じゃらん 遊び・体験」上に複数体験プログラムを掲載する場合、クーポン対象となる体験プログラムには、「【わくわく体験！飛騨高山対象】」の表記を冒頭に表示してください。

なお、以下①～③のいずれかの期日までに「じゃらん 遊び・体験」上で販売開始となっている体験プログラムは、お客様が閲覧する同サイト上のクーポン対象体験プログラム一覧に表示されます。

〔じゃらん 遊び・体験サイト上においてクーポン対象一覧として表示される体験プログラム〕

- ① 第一期発行分：令和6年 5月24日(金)までに販売開始されている体験プログラム
- ② 第二期発行分：令和6年 7月19日(金)までに販売開始されている体験プログラム
- ③ 第三期発行分：令和6年10月25日(金)までに販売開始されている体験プログラム

※ 期日以降に追加販売される体験プログラムもクーポン対象にはなりませんが、お客様が閲覧するクーポン対象体験プログラム一覧には表示されませんのでご注意ください。

(利用者の主な流れ)

体験プログラムを希望されるお客様は以下のとおりにて体験予約およびクーポンを利用されます。

- ① 「じゃらん 遊び・体験」内で発行したクーポンを取得。
- ② 「じゃらん 遊び・体験」を通じ、登録体験事業者が販売している体験プログラム(「【わくわく体験！飛騨高山対象】」の記載があるものが対象)を予約。
- ③ 上記予約完了確認画面にて取得したクーポンを選択し、体験金額からクーポン相当額が割引かれる。

※ 事業全体の流れを「別紙 1 事業全体フロー」にてまとめておりますのであわせてご確認ください

(留意点)

- ・ クーポン対象となる体験プログラムは、本事業に参加申込みいただいた登録体験事業者の体験プログラムのみとなります。
- ・ クーポン利用額が予算に達した場合、実施期間内であっても事業は終了となります。

2 事業参加登録

参加資格・登録条件

- ① 高山市内に事業所を有しており、高山市内において体験プログラムを提供できること。
- ② 地域資源の魅力や各事業者の得意分野等を活かした魅力的な体験プログラムの造成・販売に積極的に取り組んでいただけること。
- ③ 「第4弾 わくわく体験！飛騨高山」体験プログラム申込書に期日までに入力を完了すること。どうしても入力できない場合は当事務局（飛騨・高山観光コンベンション協会）にご相談ください。
- ④ クーポン発行先である「じゃらん遊び・体験」に事業者登録すること。^{※1}
- ⑤ わくわく体験！飛騨高山公式 LINE に登録すること。^{※2}

※1. 令和5年度の第3弾わくわく体験！飛騨高山に参加した事業者など、既に「じゃらん遊び・体験」に登録されている事業者は改めて登録する必要はございません。

※2. ご質問があった場合や事務連絡のやりとりの際に使用します。

（留意点・責務）

・クーポン対象となる体験プログラムは以下のいずれかに該当するものとします。

- ① 利用者に対しガイドやレクチャー、指導者もしくはこれらに準ずる者が付き、体験プログラムを実施するもの。
- ② 施設等（交通機関を除く）を利用する体験プログラムの場合、施設利用とは別の体験が加わり、且つその体験費用が利用料に加算されているもの。
- ③ その他事務局が適当と認めるもの

・対象とならない主な体験プログラム

- 入浴料(サウナ含む)のみ
- 入浴(サウナ含む)料+食事代のみ
- 食事代のみ
- 入館料・入場料
- バーベキューなどの材料費・食材費のみ
- キャンプサイト利用料のみ

＜クーポン適用イメージ＞

ガイド料:1,000円

入館料:1,000円

合計 2,000円 → 対象

※この場合、1,000円分のクーポンが適用

入館料:1,000円

のみ → 対象外

・高山市が定める「高山市暴力団排除条例」第5条に規定する事項を遵守してください。

・体験プログラムや受入れに関する安全性等に十分注意し、万が一トラブルが生じた場合には登録体験事業者の責任においてご対応下さい。

・本要領に違反する行為や不正行為若しくはこれらに準ずる行為を行った場合、事務局は当該事業者の登録取り消しや、悪質な場合は当該事業者に対し返金請求または損害賠償請求をできるものとします。

参加方法・申込等期限

(申込方法)

〔ステップ1〕以下の「第4弾わくわく体験！飛騨高山」体験プログラム申込書の申請フォーム二次元コードから必要事項を入力し4月22日(月)までに送信をお願いします。

- ・ どうしても入力が難しい場合は事務局にご相談ください。
(事務局:飛騨・高山観光コンベンション協会 0577-36-1011)
- ・ 申込みいただいたプログラムを審査後、審査結果の可否をお知らせしますので「可」のお知らせが届いた事業者の方は下記のステップの手続きをお願いします。

「第4弾わくわく体験！飛騨高山」体験プログラム申込書の申請フォーム



<https://forms.office.com/r/9Wa11KwpTv>



〔ステップ2〕「じゃらん 遊び・体験」に未登録の事業者は、同サイトへの新規登録申請を行う

- ・ 「じゃらん 遊び・体験」への新規登録が必要な事業者に対して、株式会社リクルートよりじゃらん新規登録申込セット(申込書、審査シート等)を送付いたします。送付された申込書一式に必要事項を記入いただき、株式会社リクルートへご返送をお願いします。
なお、既に「じゃらん 遊び・体験」に登録済みの事業者については再登録不要なため、上記申込セットは送付されません(ステップ3へ)。
- ・ 上記返送後、株式会社リクルートより発行される事業者IDを使用し、「じゃらん 遊び・体験」の管理システムより事業者情報を登録してください。

〔問合せ先〕

(担当者)吉水紅映 <kureha_yoshimizu@r.recruit.co.jp>

じゃらん遊び・体験問い合わせフォーム : https://rec.fofa.jp/jln_atv/a.p/102/

〔ステップ3〕「じゃらん 遊び・体験」の事業者用管理システムより体験プログラムを造成(登録)し、 期日までに販売開始状態にする

- ・ 「じゃらん 遊び・体験」上に体験プログラムを造成(登録)し、期日までに販売開始状態に設定してください。^{※1}
- ・ 三期毎に設定した期日までに販売開始状態となっている体験プログラムが、それぞれの発行期におけるクーポン対象体験プログラムとして同サイト上で一覧表示されます。^{※2}

※1. 販売開始した体験プログラムは期日以降も変更・修正することができます。

※2. 期日以降に追加販売された体験プログラムもクーポン対象になりますが、お客様が閲覧する「じゃらん 遊び・体験」上のクーポン対象一覧に掲載されず、露出されにくい状態になってしまうため、期日までに体験プログラムの販売設定をお願いします。

上記期日に関しては次ページの表をご参照ください

〔申込・体験プログラム販売等に関する期日〕

参加申込手続きと以下期日の関連性を「別紙 2 参加申込フロー」にてまとめておりますので、あわせてご参照ください。

第一期(令和6年6月17日(月)～8月31日(土))に参画する場合	
手続き・作業	期 限
ステップ 1 第4弾わくわく体験！飛騨高山」体験プログラム申込書の入力または事務局へ提出	令和6年4月22日(月)まで ※新規事業者は4月8日(月)まで
ステップ 2 「じゃらん 遊び・体験」の新規登録申請	令和6年4月22日(月)まで ※「じゃらん 遊び・体験」登録済みの事業者は申請不要
ステップ 3 「じゃらん 遊び・体験」上で体験プログラムの販売開始設定	令和6年5月24日(金)まで

第二期(令和6年9月1日(日)～11月30日(土))に参画する場合	
手続き・作業	期 限
ステップ 1 第4弾わくわく体験！飛騨高山」体験プログラム申込書の入力または事務局へ提出	令和6年5月31日(金)まで ※ 第一期参加時に提出済みであれば再提出不要
ステップ 2 「じゃらん 遊び・体験」の新規登録申請	令和6年6月7日(金)まで ※「じゃらん 遊び・体験」登録済みの事業者は申請不要
ステップ 3 「じゃらん 遊び・体験」上で体験プログラムの販売開始設定	令和6年7月19日(金)まで

第三期(令和6年12月1日(日)～令和7年2月25日(火))に参画する場合	
手続き・作業	期限
ステップ 1 第4弾わくわく体験！飛騨高山」体験プログラム申込書の入力または事務局へ提出	令和6年9月9日(月)まで ※ 第一期又は第二期参加時に提出済みであれば再提出不要
ステップ 2 「じゃらん 遊び・体験」の新規登録申請	令和6年9月17日(火)まで ※「じゃらん 遊び・体験」登録済みの事業者は申請不要
ステップ 3 「じゃらん 遊び・体験」上で体験プログラムの販売開始設定	令和6年10月25日(金)まで

精算関係

(クーポンの精算)

利用されたクーポン額分の精算は、株式会社リクルートより各登録体験事業者の指定口座へ振り込まれます。

※ 本事業のクーポン発行先である「じゃらん 遊び・体験」では、販売実績に応じて別途販売手数料(販売金額の15%)が必要となります。

【 本事業に関するお問い合わせ 】

わくわく体験飛騨高山事務局(一般社団法人 飛騨・高山観光コンベンション協会)

TEL : 0577-36-1011 , FAX : 0577-36-0091 , メール : t.takahara@hidanet.ne.jp

又は kankou@hidanet.ne.jp

【 じゃらん 遊び・体験に関する問合せ先 】

(担当者)吉水紅映<kureha_yoshimizu@r.recruit.co.jp>

じゃらん遊び・体験問い合わせフォーム : https://rec.fofa.jp/jln_atv/a.p/102/